

交通運輸事業者DX推進支援金・補助金事業者用Q&A

目次

1 申請全般に関する質問

- Q1 本支援金・補助金の申請対象者は？
- Q2 申請に必要な書類は？
- Q3 補助金の申請方法は？
- Q4 申請の開始時期と締め切りはいつまでですか？
- Q5 補助金を活用してシステム等を導入したいのですが、先に支援金支給を申請することはできますか？
- Q6 支援金の使途に制限はありますか？

2 補助対象事業に関する質問

- Q7 補助対象となる事業はどのようなものですか？
- Q8 他の補助金や助成金と併用できますか？
- Q9 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？
- Q10 事業を中止する場合にはどのような手続きが必要ですか？
- Q11 既にシステム等を導入済みの事業者はどのように申請すればよいですか？
- Q12 システムを導入してから年月が経っているが、支援金の対象となりますか？
- Q13 システム等の納入時期の都合から早期に事業に着手したいのですがどうすればよいですか？
- Q14 バスとタクシー、バスとトラックなど複数の事業を実施している場合はどのように申請すればよいですか？

3 支援金・補助金の金額について

- Q15 支援金の上限はいくらですか？
- Q16 補助金の上限はいくらですか？
- Q17 支援金はいつ支払われますか？
- Q18 補助金はいつ支払われますか？

4 実績報告について

- Q19 補助事業の実績報告はいつまでに行えばよいですか？
- Q20 実績報告にはどのような書類の添付が必要ですか？
- Q21 システム等の納品が令和9年2月28日までに納品されていれば、当社から納入業者への支払いが完了していなくても、支援金・補助金は交付されますか？

5 その他

- Q22 運送事業に係る許可書を紛失している場合はどうすればよいですか？
- Q23 県税に滞納が無いことを証する書類(納税証明書)は、いつまでのものが有効ですか？

1 申請全般に関する質問

Q1 本支援金・補助金の申請対象者は？

A1 下記①～③のすべてに該当する事業者が申請対象者です。

- ①遠隔点呼システムなどの業務DXに資するシステム等を導入済又は導入予定の事業者
- ②群馬県内に本社又は営業所を有する事業者
- ③バス事業者（貸切バス含む）、タクシー事業者、トラック事業者

Q2 申請に必要な書類は？

A2 申請にあたって必要な書類は次のとおりです。

(1) 支援金

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 各運送事業者の許可証の写しもしくは3か月以内に発行された証明願の写し
- ③ 申請車両一覧(参考様式)
- ④ 支援金対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- ⑤ 業務効率化に資するシステム等の導入計画
(システム等導入済の場合は業務DX実績報告書)
- ⑥ 関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し(直近年度分)
- ⑦ 3か月以内に発行された県税に滞納がないことを証する書類(納税証明書)の写し
- ⑧ 誓約書(暴力団関係)
- ⑨ 不法就労対策に係る誓約書
- ⑩ 振込先口座番号がわかる通帳等の写し

(2) 補助金

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 補助金額の算定根拠資料(様式第1号-1)
- ③ 補助対象経費に係る見積書
- ④ 国又は地方公共団体の支援制度を活用している場合にはその内容と額を証明する書類(国庫補助・地方公共団体補助に係る提出書類の写し等)

- ⑤ 各運送事業者の許可証の写しもしくは3か月以内に発行された証明願の写し
- ⑥ 関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し（直近年度分）
- ⑦ 3か月以内に発行された県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）の写し
- ⑧ 誓約書（暴力団関係）
- ⑨ 不法就労対策に係る誓約書
- ⑩ 振込先口座番号がわかる通帳等の写し
- ⑪ 交付決定前に事前着手を行う場合は事前着手届(様式第5号)

Q3 支援金・補助金の申請方法は？

A3 申請方法は、下記のとおりです。事業者によって申請方法が異なりますので御注意ください。

- ① バス事業者・タクシー事業者
県庁交通イノベーション推進課に電子メール若しくは郵送で申請
- ② トラック事業者
ア 群馬県トラック協会の会員事業者は、群馬県トラック協会へ電子メール若しくは持参して申請
（→トラック協会が申請を取りまとめ→県庁交通イノベ課）
イ 群馬県トラック協会の会員事業者ではない事業者は、県庁交通イノベーション推進課に電子メール若しくは郵送で申請

Q4 申請の開始時期と締切はいつまでですか？

A4 申請期間は、5月11日から7月31日までの予定です。ただし、多数の申請が見込まれるため、申請期間を2回に区切って受け付けますので、期間内に申請してください。

- 第1次受付 5月11日から7月31日の17時まで（必着）
- 第2次受付 9月1日から10月30日の17時まで（必着）

Q5 補助金を活用してシステム等を導入したいのですが、先に支援金支給を申請できますか？

A5 本事業では、システム導入意向がある事業者は支援金の交付申請を先行して行うことができます。ただし、システム等の導入が行われない場合には支援金の交付決定を取り消し、支出済みの支援金を返還する必要がありますので御注意ください。

Q 6 支援金の使途に制限はありますか？

A 6 支援金の使途に制限はありません。例えば、支援金と補助金を組み合わせてシステム等導入経費に充当することも可能です。

2 補助対象事業に関する質問

Q 7 補助対象となる事業はどのようなものですか？

A 7 業務DXに資するシステム等の導入経費が補助対象となります。対象システムの例は下記のとおりです。

下記システム以外にも国土交通省のDX/GX補助金の対象システム等や、国土交通省「デジタル化の手引き」に記載のあるシステム等も対象となり得ますので、群馬県HP記載の問い合わせ先まで、事前にご相談ください。

【業務DXに資するシステム等の例】

- ① バス事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・運行計画作成システム等
- ② タクシー事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・配車アプリ等
- ③ トラック事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・運行計画作成システム・業務受発注管理システム等

Q 8 他の補助金や助成金と併用できますか？

A 8 本事業では、他の補助金や助成金との併用について制限はしていません。ただし、他の補助金や助成金の交付決定を受けた場合、その交付決定額と本事業の交付額が事業費を超えない範囲で交付することとなりますので、事前に相談をお願いします。

Q 9 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？

A 9 交付決定後に、補助対象事業の変更が生じる場合には、補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

Q10 事業を中止する場合にはどのような手続きが必要ですか？

A10 交付決定後に補助事業を中止しようとするときは、交付要綱第19条の規定により書面により提出してください。

Q11 既にシステム等を導入済みの場合、どのように申請すればよいですか？

A11 既に業務DXに資するシステム等を導入済みの事業者の方は、下記のいずれかの方法で申請してください。

① 新たに導入するシステム等はなく、支援金の支給のみ申請

→支援金申請書類に必要書類を添付して提出してください。その際に導入済みシステムの状況が分かる書類（システム概要の説明や写真など）の添付が必要になります。

② 新たに導入するシステム等がある場合

→支援金+補助金の申請が可能です。

Q12 システムを導入してから年月が経っているが、支援金の対象となりますか？

A12 システム導入により、省力化が図られるなど、具体的に生産性向上につながっている事実を説明できること及びシステムが稼働中であることを要件としていますので、システムの導入年月日は問いません。よって、古いシステムであっても支援金の対象となります。

Q13 システム等の納入時期の都合から早期に事業に着手したいのですがどうすればよいですか？

A13 交付決定前に着手する必要がある場合には、交付要綱第12条の規定により、交付申請時に交付決定前事前着手届（様式第5号）を添付してください。ただし、本事業の補助対象期間内に着手しようとするものに限りません。（交付申請前に着手したものは対象外です）

Q14 同じ法人でバスとタクシー、バスとトラックなど複数の事業を行っている場合はどのように申請すればよいですか？

A14 支援金・交付金ともに申請は1事業者1回となりますので、1社で複数の事業を実施している場合は、複数事業を合算して1つの申請にまとめてください。（【例1】参照）

ただし、同一企業グループ内の別法人の場合は、各法人単位で申請し

てください。（【例2】参照）

【例1】（株）〇〇交通がバス・タクシーの2つの事業を実施

→支援金対象のバス●両、タクシー●両をまとめて1つの申請書で提出

→システム導入DX補助金 バス●●システム導入費●円、
タクシー●●システム導入費●円をまとめて1つの申請書で提出

【例2】 〇〇グループの〇〇運輸（株）はトラック事業、（株）〇〇

バスはバス事業実施

→各法人単位で申請

3 支援金・補助金の金額について

Q15 支援金の上限はいくらですか？

A15 支援金の上限は下記のとおりです

① バス事業者 1両あたり2万円

なお、バス事業者が運行する乗合バスについては、自主運行路線バス（高速バス含む）車両に限定されますのでご注意ください。

② タクシー事業者 1両あたり2万円

なお、市町村の依頼を受け運行する車両は除くものとします。

③ トラック事業者 1両あたり1万円（1事業者上限20両）

Q16 補助金の上限はいくらですか？

A16 補助金の上限は下記のとおりです

補助率 1/2 1事業者あたり10万円

なお、補助金については事業者単位の補助であることから、市町村委託路線バスの運行に係るシステム導入も補助対象となります。

Q17 支援金はいつ支払われますか？

A17 支援金交付申請書提出後、審査を行い交付額の確定をします。その後、申請書類に記載された振込先口座にお振込みします。

なお、円滑な事務執行のため、支援金の申請期間は、以下の期間に限定します。詳細な日程は群馬県HPにてお知らせします。

●第1次申請期間 令和8年5月11日から7月31日17時まで

第1次申請分支援金交付予定 8月下旬

●第2次申請期間 令和8年9月1日から10月30日17時まで
第2次申請分支援金交付予定 11月下旬

Q18 補助金はいつ支払われますか？

A18 申請期間は、支援金の申請時期と同様です。
補助金の支払いは、実績報告書提出後、審査を行い交付額の確定をします。その後、申請書類に記載された振込先口座にお振込みします。

4 実績報告について

Q19 補助事業の実績報告はいつまでに行えばよいですか？

A19 交付決定を受けた事業が完了した後1か月以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）により実績報告を行ってください。

Q20 実績報告にはどのような書類の添付が必要ですか？

A20 実績報告には、実績報告書（様式第7号）と整備に係る領収書及び写真等を添付してください。

Q21 システム等の納品が令和9年2月28日までに納品されていれば、当社から納入業者への支払いが完了していなくても、支援金・補助金は交付されますか？

A21 令和9年2月28日までに納品及び納入業者への支払いが完了している必要があります。納品だけでは要件を満たさず交付対象外となり、支援金・補助金は交付されませんので、必ず支払いまで完了するようご注意ください。

5 その他

Q22 運送事業に係る許可書を紛失している場合はどうすればよいですか？

A22 群馬運輸支局へ提出し、証明を受けた「証明願」の写しを提出してください。証明日から、3か月以内のものに限り提出を認めます。

Q23 県税に滞納が無いことを証する書類(納税証明書)は、いつまでのものが有効ですか？

A23 申請時点で、証明日（発行日）から3か月以内の納税証明書をご提出ください。